

## 住宅防音工事(冬期施工)の手続き

冬期を行う住宅防音工事に関し、助成金の交付を受ける場合の手続きは下記のとおりです

皆様	財団	項目(書類)	内容
■		冬期施工の検討	申請者、設計監理業者、施工業者の3者で、工事内容及び工事期間等の確認を行い、冬期施工が可能であることを確認してください。
➡		冬期施工希望届	冬期施工を希望する方は、冬期施工希望届を提出してください。
←		予定住宅通知	希望届が提出された住宅について、必要に応じて現地調査を行い、助成対象と判断した場合は、予定住宅通知書を送付します。 【注意】助成対象外となる場合もあります。
➡		助成申込書	予定住宅通知を受けた方は、助成申込書に必要な書類を添付して、財団に提出してください。
←		内定通知書	財団は、助成申込書の審査等を行い、内定者を決定し、内定通知書を送付します。
➡		助成金交付申請書	内定通知を受けた方は、助成交付申請書に設計図書等の書類を添えて財団に提出してください。
←		助成金交付決定	財団は、助成交付申請書等の審査を行い、交付すべきと認めた場合は、助成交付決定通知書を送付します。
■		工事・設計の契約	工事施工業者、設計監理業者、それぞれと契約を締結してください。
➡		契約関係報告書	財団へ、契約書のコピーを提出してください。
■		工事の実施	住宅防音工事に着手します。 工事期間中は、設計監理業者が施工監理を行います。(監理業務を委託しない場合を除く。)
■		完了検査の実施	住宅防音工事の完了後、皆さん(申請者)が設計監理業者と一緒に、工事の完了検査を行ってください。 検査の結果、施工状況に不備や手直しがあった場合、工事施工業者には正させてください。 ※財団の職員が立ち会う場合があります。
➡		完了届出書の提出	皆さん(申請者)が完了検査を実施した結果、問題がなければ、財団に完了届出書を提出してください。
←		検査合格通知書	財団は、完了届出の結果を確認し、合格と認めた場合は、合格通知書を送付します。
➡		実績報告書	財団あてに、実績報告書を提出してください。
←		助成額の確定通知書	実績報告書が助成金の交付内容等と適合すると認めた場合は、助成額の確定通知書を送付します。
➡		助成金の請求書 ※ 2月末まで	財団あてに、助成金の請求書を提出してください。 助成金の請求に関する権限を、設計監理業者、工事施工業者に委任した場合は、設計監理業者、工事施工業者が、財団に請求します(委任状の提出が必要)。
←		助成金の交付	財団から皆さんへ助成金を支払います。 助成金の受け取りに関する権限を、設計監理業者、工事施工業者に委任した場合は、財団から設計監理業者、工事施工業者に助成金を支払います(この場合、委任状の提出が必要です)。

※ 財団へ提出する書類の作成及び提出については、設計事務所等手続の代行を委託した業者が行います。  
助成金交付申請書の審査には、工事内容により、1ヶ月程度係る場合があります。  
設計監理業者及び施工業者は、財団に登録している業者から選定する必要があります。